

令和 8 年 度

刈 谷 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書 (第 1 号)

令和 8 年 6 月定例会

議案第 33 号

令和 8 年度刈谷市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度刈谷市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 97,440 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74,760,440 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 3 日提出

刈谷市長 稲垣 武

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		11,210,905	58,999	11,269,904
	2 国庫補助金	2,773,677	58,999	2,832,676
19 繰入金		2,665,134	65,461	2,730,595
	1 繰入金	2,665,134	65,461	2,730,595
20 繰越金		1,000,000	1,000	1,001,000
	1 繰越金	1,000,000	1,000	1,001,000
21 諸収入		2,719,161	18,480	2,737,641
	4 雑入	2,153,023	18,480	2,171,503
22 市債		2,226,000	△46,500	2,179,500
	1 市債	2,226,000	△46,500	2,179,500
歳 入 合 計		74,663,000	97,440	74,760,440

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		7,315,199	55,243	7,370,442
	1 総務管理費	5,486,196	55,243	5,541,439
	3 戸籍住民基本台帳費	661,962	0	661,962
3 民生費		32,683,412	21,689	32,705,101
	1 社会福祉費	13,652,450	6,787	13,659,237
	2 児童福祉費	17,470,608	14,902	17,485,510
4 衛生費		6,222,835	5,350	6,228,185
	1 保健衛生費	3,386,640	5,350	3,391,990
	2 清掃費	2,836,195	0	2,836,195
7 商工費		1,315,445	0	1,315,445
	1 商工費	1,315,445	0	1,315,445
8 土木費		11,401,156	19,387	11,420,543
	4 都市計画費	6,203,272	907	6,204,179
	6 住宅費	751,600	18,480	770,080
10 教育費		10,274,310	△4,229	10,270,081
	3 中学校費	808,345	△31,031	777,314
	5 社会教育費	3,390,512	17,802	3,408,314
	6 保健体育費	3,410,589	9,000	3,419,589
歳 出 合 計		74,663,000	97,440	74,760,440

第2表 継続費補正

変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー 移 転 整 備 事 業	678,000	7	52,000	678,000	7	52,000
				8	626,000		8	563,400
							9	62,600

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー 移 転 整 備 事 業	464,800	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金等につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては、 当該利率見 直し後の利 率)	政府資金等 融資条件に 定めのある 場合はその 条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者と協 定するもの による。た だし、市財 政の都合に より据置期 間及び償還 期限を短縮 し、若しく は繰上償還 又は低利に 借換えする ことができる。	418,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金等につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては、 当該利率見 直し後の利 率)	政府資金等 融資条件に 定めのある 場合はその 条件によ り、銀行そ 他の場合 にはその債 権者と協 定するもの による。た だし、市財 政の都合に より据置期 間及び償還 期限を短縮 し、若しく は繰上償還 又は低利に 借換えする ことができる。